

東ト協助成事業

令和2年度 女性ドライバー免許取得助成事業 実施要領

令和2年4月1日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、「女性ドライバー免許取得助成事業実施要綱」に基づき、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に勤務する女性ドライバーの免許取得に関して、下記のとおり助成事業を実施する。

1. 事業の趣旨

ドライバー不足により女性の活躍が注目される中、女性の積極的な雇用を促進し、会員事業者における女性ドライバーの人材確保を図るため、女性ドライバーが大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許の新規取得並びに8トン限定中型・5トン限定準中型自動車免許の限定解除審査（以下「免許取得」という。）費用の事業者負担に対し、その一部を助成する。

2. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

※平成31年4月以降に取得した免許については、遡って助成の対象とする。

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象事業者

東ト協会員事業者の中小企業者で、会費の滞納が無い事業者を対象とする。なお、ここでいう中小企業者とは下記のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象ドライバー

東京都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事する女性ドライバー

5. 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として、取得価格の3分の2とする。

(1) 大型免許…267,000円

(2) 中型免許（限定解除を含む）…180,000円

(3) 準中型免許（限定解除を含む）…267,000円

※取得価格に消費税は含まない。

※教習時間の超過による延長料金は除く。

※端数は100円単位で切り上げとする。

（例：取得価格税抜き170,000×2／3＝113,333≒113,400）

※国及び関係団体等から補助金が交付された場合には、助成金を交付しない。

※準中型免許の新規取得と5トン限定解除については、全ト協の取次事業として実施している「準中型免許取得助成事業」との併用を可能とする。

※助成金交付の対象となったドライバーについて、助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務することを原則とする。

※1 会員事業者あたり2 名を助成の上限とするが、令和2 年9 月30 日時点で本予算に相当の執行残がある場合には、1 会員事業者あたりの上限を見直す場合がある。

6. 提出書類

- ① 「女性ドライバー免許取得助成金交付申請書」(様式1)
- ② 指定教習所発行の会員事業者宛の領収書 (必ず取得した免許の種類を明記すること)
- ③ 運転免許証の写し(両面)
- ④ 健康保険証の写し(両面)
- ⑤ 在籍証明
(助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれか1 点(写))
- ⑥ 中小企業者であることが確認できる書類(写)
(事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ)
- ⑦ 宣誓書(様式2)

以 上